

障害者手帳を お持ちの方へ

各種助成制度を受けるとき

【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分（保険適用分）の2分の1相当額を助成。（食事療養費・室料などは対象外）

◆対象者

次の項目にすべて該当する方

- ① 身体障害者手帳（3級～6級）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級～3級）のいずれかをお持ちの方
- ② 18歳（18歳になった年度の3月31日までを除く）から69歳の方
- ③ 所得税非課税の方

- ・ 転居や氏名変更
- ・ 他市町村から大山町に転入
- ・ 大山町から他市町村へ転出
- （転出先の市町村障がい福祉担当窓口にご相談ください）
- ・ 手帳の紛失や破損
- ・ 手帳所持者の死亡
- ・ 身体障害者手帳取得から10年経過したとき

※身体障害者手帳をお持ちの方は、顔写真が古くなると本人確認が困難となるため、10年に1度再交付の手続きが必要です。

手続きには、印鑑・お持ちの身体障害者手帳・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚が必要です。

【障害者通所・通院費助成】

次の項目に該当する場合、通所・通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（公的扶助の受給者は除く）

- ・ 在宅の障がい者が就労移行支援・就労継続支援を行う事業所などに通所する場合。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ち

の在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。

※町内の事業所・医療機関は、公共交通機関を利用した場合のみ対象となります。また、通所・通院に送迎サービス等を利用している場合や、通所に係る手当等を受けている場合は対象外です。

◆手続きには、町指定の申請書に医療機関・事業所の証明が必要になります。

【人工透析患者通院費助成】

腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（所得税非課税の方が対象。公的扶助の受給者は除く）

※通院に送迎サービス等を利用していただく場合は対象外です。

◆手続きには、町指定の申請書に医療機関の証明が必要になります。

◆手続き・問い合わせ先

福祉介護課

☎0859・54・5207

中山支所地籍調査課総合窓口室

☎0858・58・6111

大山支所建設課総合窓口室

☎0859・53・3311

児童手当現況届提出は 6月30日（金）までです

この届は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかの確認をするためのものです。現況届の提出がないと、6月からの手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。提出書類は各家庭にお届けしますので、要領をよく読み、6月30日（金）までに提出してください。

なお、4月、5月に認定・額改定の請求の手続きをされた方のうち、本年1月1日に大山町に住所を有する方は今回のみ現況届の提出の必要はありません。

【提出および問い合わせ先】

住民生活課

☎0859・54・5210

中山支所 地籍調査課総合窓口室

☎0858・58・6111

大山支所 建設課総合窓口室

☎0859・53・3311